

加東市
高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画の
検証

令和5年2月
加 東 市

施策・事業に対する評価

1 基本目標別の進捗状況

(1) 基本目標1 元気な高齢者を増やすために

(介護予防と高齢者の生きがいつくりの推進)

施策・事業	
1	高齢者の社会参加と生きがいつくりの推進
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(2) 高齢者の社会参加の促進と生きがいつくりの推進 (老人クラブ・高齢者大学・敬老事業)
2	高齢者を支える人材育成と活躍の場の充実
	(1) 地域の介護予防・生活支援を担う人材育成
	(2) 就業・事業の立ち上げ・ボランティア活動の促進

元気な高齢者を増やすための取組として、介護予防と高齢者の生きがいつくりの推進を目的とした事業を実施しています。

介護予防を目的としたまちかど体操教室では、新型コロナウイルス感染症の影響により、グループによっては参加者減少や活動休止があり、新規立ち上げの啓発や継続支援が課題となっています。まちかど体操教室等で運動等の機能低下のみられる方については、リハビリ専門職等による個別相談や訪問での個別支援により、機能改善に向けた取組を実施しています。

高齢者の社会参加のひとつであるシニアクラブ（老人クラブ）では、登録クラブ数や会員数が減少しており、できる限り活動継続できるよう相談に応じ、また補助金の手続き等支援しています。

人材育成として介護ファミリーサポートセンターを社会福祉協議会へ委託しており、定期的に情報交換を実施しています。生活支援サポーターの活動状況を把握し、新規依頼等に対する調整をできるだけスムーズに行えるよう努めています。

ボランティア活動の推進として、令和5年度から開始予定の加東シニアいきいきポイント事業（ボランティアポイント制度）導入について、高齢者を対象に高齢者施設での活動や介護予防に関する研修参加、まちかど体操教室の活動支援や参加等に対してポイントを取り入れ、高齢者の生きがいや介護予防の意識向上へつながる体制を整えます。

(2) 基本目標2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

(地域包括ケアシステムの構築)

施策・事業	
1	包括的な地域ケア体制の充実
	(1) 地域包括支援センターの機能強化
	(2) 相談体制の充実
	(3) 地域ケア会議の充実
2	家族介護者に対する支援の充実
	(1) 家族介護が継続できるための施策の推進
3	認知症高齢者への支援の充実
	(1) 認知症ケアネット（認知症ケアパス）と相談支援体制の推進
	(2) 認知症の早期発見・早期支援の取組 （物忘れ相談プログラム・認知症初期集中支援チーム等）
	(3) 地域における支援体制の強化 （認知症サポーター養成講座・家族への支援など）
	(4) 若年性認知症の人とその家族の支援
4	多様な生活支援の充実
	(1) 生活支援体制の整備促進
	(2) 多様なサービスの充実
5	在宅医療・介護連携の推進
	(1) 医療と介護の連携強化
6	権利擁護の取組の充実
	(1) 高齢者虐待ネットワークの推進
	(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組
7	居住・生活環境の整備・充実
	(1) 高齢者にやさしい居住環境づくりの推進 （人生いきいき住宅助成事業）
	(2) 安心できる居住の場の確保
8	災害時・緊急時の支援体制の充実
	(1) 市民の防災意識の向上のための取組 （避難行動要支援者支援制度）
	(2) 安否確認・避難誘導體制の確立
	(3) 社会福祉施設等との防災協定に基づく避難所の運営

地域包括支援センターの機能強化については、継続的に安定した事業実施につなげるため、実施する事業の自己評価を行い、質の向上を図ると共に、地域包括支援センター運営協議会において定期的な点検を行い、地域包括支援センターの各種施策や体制に反映させる仕組みとしています。

相談体制については、障害者や子ども、生活困窮者への支援を含む複雑多様化している相談内容に対応するために、福祉の総合相談窓口を設置し、関係機関等との連携強化により、相談体制の整備を図りました。

地域における認知症支援体制の強化については、認知症サポーター養成講座やひとり外出見守り・SOS声かけ体験ウォーキングを開催し、多世代による地域の見守りを普及啓発することで、より安心・安全な環境づくりを推進しました。また、認知症サポーターと認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげる仕組みのチームオレンジの活動を支援していくことが課題です。

高齢者虐待防止・支援ネットワークの推進については、虐待の早期発見・早期支援を目指し、携帯電話で休日、時間外の相談体制（高齢者虐待ホットライン）を整備しており、関係機関である警察と高齢者虐待通知票を情報共有のツールとして、密に連携をとっています。また、深刻な虐待事案に対応するために、兵庫県社会福祉士会及び兵庫県弁護士会に、専門的な観点からの助言を仰ぎ、早期解決を図ることができるよう体制を整えています。

（３）基本目標３ 介護サービスの充実強化

（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

施策・事業	
1	介護サービス基盤の充実
	（１）在宅サービスの提供基盤の充実
	（２）施設・居住系サービスの提供基盤の充実
2	介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進
	（１）介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援
	（２）介護人材の確保に向けた取組
	（３）サービス評価事業への取組
	（４）事業所実地指導
	（５）介護給付適正化事業（ケアプラン点検等）
3	利用者が適切にサービスを選択できることへの支援
	（１）介護サービスの積極的な情報提供

地域密着型通所介護の事業所数については、令和3年度に1事業所が新しく開設しています。地域密着型サービスが地域に根付いたサービスとなるよう、地域の方や様々な職種の委員と意見交換を行っていく必要がありますが、意見交換の場である運営推進会議が新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できていない事業所もあり、開催方法の工夫などが事業所の課題となっています。

施設・居住系サービスについては、感染症による入退所の制限により利用者が減少している時期もありましたが、おおむねコロナ禍前の利用状況に戻っています。

介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援については、自立支援に向けたケアプラン作成を促すため、ヒアリング形式によるケアプランチェックを実施し、点検後にフォローも行いました。また、令和4年度は自立支援型ケアプラン作成のためのケアマネジャー研修会（全3回）を開催し、ケアマネジャーの資質向上を図りました。

介護給付適正化事業については、適正化主要5事業をすべて実施し、介護報酬の適正化を図りました。

介護サービスの積極的な情報提供については、認定結果の通知に居宅介護支援事業所の一覧を同封し、介護サービスの利用を促しており、その他のサービスについても、一覧表やパンフレットを配布しています。